

ひとり親家庭大学生等奨学給付金 内容

管理部 学事課

1 目的

経済的な理由で大学等への入学が困難な母子、父子、遺児家庭（以下「ひとり親家庭」という。）を対象として入学時等に奨学金を給付することにより、ひとり親家庭の大学等への進学を奨励することを目的とする。

2 受給資格（平成31年度の対象者）

次の全ての要件に該当する方

- ① 学校教育法第1条に規定する大学（通信制の課程を除く）、高等専門学校（第4学年）、高等学校専攻科、特別支援学校専攻科又は同法第124条に規定する専修学校（専門課程に限る）に在学していること。
- ② 平成30年度に、申請者の父又は母若しくは監護者が児童扶養手当法による児童扶養手当を受給していたこと、又はそれと同等の所得水準にあったと認められるひとり親家庭の子であること。
- ③ 申請者又は申請者の父又は母若しくは監護者が、平成31年4月1日時点において、本市に引き続き1年以上、住所を有している者であること。
- ④ 平成13年（2001年）4月2日以降に生まれた者であること。
- ⑤ 平成31年度に大学等に入学した者であること。

3 給付額

200,000円（ただし、1人1回に限る。）

4 受付期間

平成31年(2019年)4月15日(月)から5月10日(金)まで

5 給付

申請書の審査の上、5月下旬に給付の可否決定を通知し、6月下旬に指定された口座へ振り込む。

6 周知方法

(1) 児童扶養手当受給世帯への通知

平成31年3月31日時点の児童扶養手当受給世帯のうち、平成13年(2001)4月2日から平成14年(2002年)4月1日までの間に生まれた子のいる世帯に対して、大学等の進学に関係なく、本給付事業の募集要項等を送付する。

(2) その他

広報たからづか4月号及び市のホームページに募集要項を掲載